

東大和市立保育園設置条例の一部を改正する条例

東大和市立保育園設置条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条第3項の規定に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育するため」を「第24条第1項に規定する児童で保育を必要とするもの（以下「児童」という。）を保育するため、法第35条第3項の規定に基づき」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（保育料）

第3条 保育園で保育を利用する児童の保護者又は扶養義務者は、保育園の使用料として保育料を納付しなければならない。

2 保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。ただし、同条第5項又は同法第28条第4項において準用する同法第27条第5項の規定による当該保護者に支給すべき施設型給付費又は特例施設型給付費の東大和市への支払が行われなときは、当該規則で定める額に、当該保護者に支給すべき施設型給付費又は特例施設型給付費に相当する額を加えた額とする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料の減額又は免除をすることができる。

4 前3項に定めるもののほか保育料に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。